

議案第100号

前橋市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の
改正について

令和3年9月1日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の
一部を改正する条例

前橋市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例（平成28
年前橋市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第3項中「当該証明に係る建築物ごとに、非住宅部分の床面積の合計が
別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標
準入力法に係る基準が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額を、消費
性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げ
る額をそれぞれ合計した額」を「第1項の規定の例により算出した額」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。